

水質汚濁防止法

水質汚濁は、①工場等の特定汚染源によるもの、②生活排水によるもの、③農地や都市の道路等の面的汚染源(非特定汚染源)によるものに分かれる。①については相当の成功をおさめたものの、②・③は今後の課題とされている。

■総量規制制度(法4条の2以下)

1 現行法の仕組み

① 人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）で、

② 排水基準のみでは環境基準の確保が困難と認められる水域（指定水域）であること。

2 過去の仕組み

排水基準（環境基本法16条）のみで規制していた（78年に改正）。

3 背景事情

排水基準は濃度規制にすぎず、要件①のような場合、総体として水質の汚濁がすすむことから汚濁負荷量の総量自体を削減するために導入された。

なお、総量規制基準が適用されても、排水基準が適用されなくなるわけではない。二重の規制になるが総量規制は付加的規制と整理される。

4 評価・課題

...

5 基本原則との関係

環境容量の限界を前提とした政策である点で「持続可能な発展」を取り入れたものといえる。

6 コメント

大防法でも同様に総量規制制度がある。